

特定非営利活動法人植野たすけあい設立総会議事録

1、日 時 平成2年1月23日午後2時から午後4時まで

2、場 所 栃木県佐野市寺中町2297番地1

3、出席者数 10名

4、審議事項

(1) 法人の設立について

(2) 定款の制定について

(3) 役員を選出について

(4) 法人が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することの確認について

(5) 設立初年度及び翌年度の事業計画書について

(6) 設立初年度及び翌年度の活動予算書について

(7) 事務局員（臨時職員）の任用について

(8) 申請書類の字句の修正の権限移譲について

5、議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者赤坂達夫が事務局から本日の出席者の報告をいただき、全員出席の報告があり、開会を宣言し、本日の設立総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、議長に加藤忠雄が議長に選任された。

審議の前に、議長が、議事録署名人について諮ったところ、満場一致で竹村久雄、および谷津正昭の両名が議事録署名人に選出された。

(1) 法人の設立について

議長は「設立趣意書」を設立発起人塚田芳夫に朗読させ、「特定非営利活動法人植野たすけあい」の設立に至る経緯を説明させた後、特定非営利活動法人を設立することについて、出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で可決決定された。

(2) 定款の制定について

議長は「定款案」を塚田芳夫に朗読させるとともに、その内容を説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で原案の通り可決決定された。

(3) 役員を選出について

議長は、「役員名簿案」について島田和雄に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で原案の通り可決決定された。

(4) 法人が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することの確認について

議長は、高田久治に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で確認された。

(5) 設立初年度及び翌年度の事業計画について

議長は、「事業計画書（案）」について塚田芳夫に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で原案の通り可決決定された。

- (6) 設立初年度及び翌年度の活動予算書について
議長は、「活動予算書（案）」について塚田芳夫に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で原案の通り可決決定された。
- (7) 事務局員（臨時職員）の任用について
議長は、「事務局員(臨時職員)の任用」について橋本幸造に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、異議無く満場一致で原案の通り可決決定された。
- (8) 申請書類の字句の修正の権限移譲について
議長は、「申請書類の字句の修正の権限移譲について」について橋本幸造に説明させた後、これを出席者に諮ったところ、塚田芳夫を申請書類の字句の修正の権限移譲について、異議無く満場一致で可決決定された。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名押印する。

令和2年1月23日

議長 加藤 忠雄

議事録署名人 竹村 久雄

同 谷津 正昭

これは、設立総会の議事録の謄本であることに相違ありません。

令和2年1月23日

特定非営利活動法人 植野 たすけあい設立代表者 加藤 忠雄